

## 議 事 録

※用語の定義

条例：寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

規則：寒川町指定管理者選定委員会規則

|                                                          |                                                                          |                         |                                         |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------|
| 会議名                                                      | 令和5年度第4回寒川町指定管理者選定委員会会議                                                  |                         |                                         |
| 開催日時                                                     | 令和5年11月24日（金） 午後1時55分～午後3時19分                                            |                         |                                         |
| 開催場所                                                     | 寒川町役場本庁舎2階 災害対策本部室                                                       |                         |                                         |
| 出席者名、欠席者名及び傍聴者数                                          | 《出席委員》                                                                   |                         |                                         |
|                                                          | 学識経験者〔条例第12条第3項第1号〕                                                      |                         |                                         |
|                                                          | 企業経営に識見を有する者〔規則第2条第1項第1号〕                                                |                         |                                         |
|                                                          | 公認会計士                                                                    |                         |                                         |
|                                                          | 行政運営に識見を有する者〔規則第2条第1項第2号〕                                                |                         |                                         |
|                                                          | 神奈川大学法学部教授                                                               |                         |                                         |
|                                                          | 寒川町まちづくり推進会議の代表                                                          |                         |                                         |
|                                                          | 町職員〔条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項〕                                               |                         |                                         |
|                                                          | 畑村副町長（委員長）                                                               |                         |                                         |
|                                                          | 野崎総務部長（副委員長）                                                             |                         |                                         |
|                                                          | 深澤企画部長                                                                   |                         |                                         |
|                                                          | 三橋健康福祉部長                                                                 |                         |                                         |
|                                                          | 《対象施設の職員》<br>中澤栄子（福祉課長）、柏木 翔（主査）                                         |                         |                                         |
| 《事務局職員》財産管理課<br>杉崎圭太（課長）、守屋利明（主査）<br>野口 学（主任主事）、浅沼智也（主事） |                                                                          |                         |                                         |
| 議題                                                       | (1)指定管理者候補者の選定に係る審査について<br>《対象施設》 寒川町福祉活動センター                            |                         |                                         |
| 決定事項                                                     | 条例第4条第2項の諮問に対する答申(委員会としての審査結果)の確定                                        |                         |                                         |
| 公開又は非公開の別                                                | 非公開                                                                      | 非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む） | 委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため<br>[規則第7条] |
| 議事の経過                                                    | ○開会<br>(事務局)<br><br>定刻より少し早いですが、ただ今から、令和5年度第4回寒川町指定管理者選定委員会を始めさせていただきます。 |                         |                                         |

私は、議事に入るまでの間に進行を務めさせていただきます総務部財産管理課長の杉崎と申します。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

まず初めに、本委員会の委員長であります畑村副町長より一言、ご挨拶をお願いいたします。畑村副町長、お願いいたします。

<委員長 あいさつ>

(事務局)

議事に入ります前に、事務局より、本委員会についての説明と、会議運営についての確認事項を2点、申し上げます。

まず、1点目は、「本委員会の構成」でございます。

本委員会は、議事内容により委員の構成を変更することとしております。本日は、指定管理者候補者の団体等を公募により選定するため、「寒川町指定管理者選定委員会規則第4条」の規定により、学識経験者並びに副町長、総務部長、企画部長及び審査の対象となる公の施設の所管する健康福祉部長の構成員により会議を実施することになります。

続きまして、確認事項の2点目、「会議運営について」であります。

本委員会の会議につきましては、委員会規則第7条により非公開となっておりますことから、委員の皆様の氏名や肩書を積極的にHP等で公表することは、現時点で考えておりません。

しかしながら、寒川町情報公開条例に基づく公文書公開請求があった場合には、必要に応じて皆様の氏名等を公表することとなりますので、予めご承知おきください。

また、応募団体に関する情報につきましては、審査の結果、候補者となった第1位の団体につきまして、その名称を公表してまいりますので、併せてご承知おきくださいますようお願いいたします。

本委員会の説明及び運営に関する確認事項は以上でございます。

これより議題となりますので、委員長に議事進行をお願いしたいと思っております。

それでは、畑村委員長、よろしくお願いいたします。

○議題

(1)指定管理者候補者の選定に係る審査について

《対象施設》 寒川町福祉活動センター

(委員長)

それでは、議事を進めてまいります。

お手元の次第のとおり、議題の「寒川町福祉活動センター」に関する指定管理者候補者の選定に係る審査を行ってまいります。

最初に、審査方法に関する提案になります。

「寒川町公の施設の指定管理者選定に係る選定基準」では、各委員の合計点が最も高かったものを指定管理者の候補者とするとしており、応募が1団体のみであった場合の規定を設けておりません。

そこで、「寒川町指定管理者選定委員会規則第10条」により、「この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める」との規定がございます。

従いまして、具体的な審査に関する提案を事務局より説明いたしますので、事務局の説明を聞いた後、皆さまからのご意見を頂き、審査方法を決定したいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局より本日のプレゼンテーションに係る審査方法につきまして、説明させていただきます。

1点目としまして、プレゼンは事業者からの20分間の提案と30分の質疑により行います。

2点目として、採点は5段階評価で行い、全て標準点であります3点であった場合の点数を基準点とし、その基準点を超えた場合には「可」といたします。

3点目といたしましては、福祉活動センターの場合は、全て3点であった場合の基準点に本日の委員数である7人を乗じた点数をボーダーラインとし、合計630点以上を、指定管理者の候補者といたします。

事務局からの説明は以上となります。

(委員長)

ただいまの私からの説明と事務局からの審査方法に関する提案がございましたが、委員の皆さんより、何かご意見等はございますでしょうか。

<質疑応答>

「質疑無し・意見無し」との声あり

(委員長)

他にご意見等がなければ、審査方法につきましては、事務局の提案どおりといたしますが、よろしいでしょうか。

<同意を確認>

(委員長)

続きまして、プレゼンテーションに入る前に、審査にあたりまして、指定管理者選定にあたっての対象施設に関する町の考え方、方針、審査にあたってのポイント等について、説明を聞きたいと思います。

本日は、対象施設の所管であります中澤福祉課長が出席しておりますので、説明をお願いします。

(中澤福祉課長)

福祉課長の中澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、福祉活動センターの施設と審査基準について、ご説明させていただきます。

当センターは、障害者福祉の向上及び福祉活動者の福祉の増進に資するための施設として、昭和 62 年 3 月に建設されました。施設の管理につきましては、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、現在の指定管理者は社会福祉法人翔の会となっております。

所在地につきましては、寒川町岡田 610 番地、敷地面積や構造、主な施設は募集要項のとおりでございます。

当施設の活動室等において、事業者による障害福祉サービスである障害

者の就労支援事業や障害児のデイサービス事業、日中一時的にお預かりする日中一時支援事業を実施しているほか、地域福祉の推進のために大会議室の貸し出しを行っています。令和４年度の利用者としては、募集要項に記載のとおり、年間延べ 10,012 人の方が来館され、その多くは、障害福祉サービスを利用されています。

このようなことから、町としましては、障害者の福祉の向上や地域福祉の観点を考慮した対応を指定管理者に求めているところでございます。

続きまして、審査基準についてご説明させていただきます。審査基準表をご覧ください。審査項目は、大きく 7 項目に分かれております。その詳細基準の中で標準的な項目について 5 点満点、重要な項目と考えるものについては、倍の 10 点満点として設定をしております。合計で 150 点満点となります。

次に、審査にあたりましては、当施設の設置目的が障害者の福祉の向上及び福祉活動者の福祉の増進に資する施設であること、また福祉的な配慮が必要なことから 1 の（１）当該施設の目的を適切に理解できているか、1 の（２）当該施設の管理運営に対し、適切な取り組み方針が示されているか、1 の（３）サービス向上に意欲的に取り組む姿勢があるか、3 の（１）当該施設に関する専門知識を有しているか、また、人材を確保しているか、3 の（２）住民ニーズを的確に把握できる能力を有しているか、3 の（３）緊急時の体制及び対策は適切に計画されているか、3 の（５）事業者の経営基盤が安定しており、管理運営を継続的かつ安定的に行うことが可能か、7 の（１）同様、類似の業務の実績を有しており、成果をあげているかを有用なポイントとしてご審査いただければと思います。

説明は、以上になります。よろしく願いいたします。

（委員長）

ただいま、施設所管課長より施設概要についての説明がございましたが、委員の皆さまより、何かご質問等ありますでしょうか

（委員）

募集要項で、施設及び設備の老朽化が進み、更衣室のシャワーが使用で

きない状態となっていますが、今後、改修予定はあるのでしょうか。

(中澤福祉課長)

施設全体の老朽化が進んでいまして、現在、シャワーは使用不可となっています。施設が古いこともあり、対応が難しい状況です。

(委員)

これまで施設運営してきました団体が今回も申請をされていますが、運営状況について、町はどのように評価されていますか。

(中澤福祉課長)

毎年度、指定管理者のモニタリング評価を実施し、委員の皆さまにも、その状況をご報告している状況です。

現状では、長い期間を管理していただいていることもあり、利用者と円滑な関係にあり、また、利用者の状況をよく把握して適切に対応されています。

利用者アンケートにおきましても「良い」という評価をいただいております、町でも安心して施設運営をお願いしています。

(畑村委員長)

先ほど、委員より施設の一部が使用できないということでしたが、今回の候補者団体は、その件は承知していますか。

また、シャワーを利用できなくても影響がなく、運営、利用ができるということですか。

(中澤福祉課長)

申請団体には、指定管理者募集時における施設の現地説明会で、シャワーが利用できないことを確認していただいています。

現在も使用できない状況ですが、利用者の利用上には影響がないかの確認をとり、特段支障がない旨の回答はいただいております。

(畑村委員長)

財政状況等の調整、検討も必要となりますが、今後、状況が許せば、改善する意向はありますでしょうか。

(中澤福祉課長)

シャワーに限らず、施設全体の老朽化が進行していますので、利用者の安全・安心を第一優先に考えて、喫緊に必要な内容については修繕で対応していきたいと考えています。

(委員長)

他に質問がなければ、応募団体に入室していただきますので、暫時、休憩いたします。

#### <応募団体 入室>

(委員長)

それでは、準備が整ったようですので、休憩を解いて、会議を再開させていただきます。

今回は、寒川町福祉活動センターの指定管理者に関し、申請を頂きまして、誠にありがとうございます。

日頃から、町の福祉行政にご尽力いただき、感謝申し上げます。

ただ今から、「社会福祉法人 翔の会」様のプレゼンテーションをお願いしたいと思います。

それでは、「社会福祉法人 翔の会」様、よろしくお願いいたします。

応募団体から提出された書類、また、当該書類に基づき行われたプレゼンテーションと質疑応答の内容については、団体の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

(委員長)

「社会福祉法人 翔の会」様のプレゼンテーションは、こちらで終了とさせていただきます。

本日は、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、提案事業者が退室いたしますので、暫時、休憩いたします。

<応募団体 退室>

(委員長)

休憩を解いて、会議を再開いたします。

それでは、委員の皆さんは、採点表へご記入いただき、終わった方は事務局へ順次、ご提出をお願いいたします。

なお、事務局による集計作業に時間が必要とのことですので、ここで一旦休憩とし、15 時 15 分から再開いたしますので、暫時、休憩いたします。

<休憩>

(委員長)

それでは、休憩を解いて、会議を再開いたします。事務局から集計結果の報告をお願いします。

(事務局)

それでは、「寒川町福祉活動センター」の集計結果について報告させていただきます。

「社会福祉法人 翔の会」の総合得点は、733 点 となり、ボーダーラインとなりました 630 点以上となります。

報告は、以上となります。

(委員長)

ただいま事務局から報告がありましたとおり、「寒川町福祉活動センター」につきましては、総合得点が 733 点 で、ボーダーラインとした 630 点以上ですの

で、本委員会といたしましては、「社会福祉法人 翔の会」を当該施設の指定管理者候補者とする旨を審査結果といたしますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

＜同意を確認＞

(委員長)

審査につきましては、これで終了いたしますが、その他として、委員の皆さんより、何かございますでしょうか。

＜質疑応答＞

「質疑無し・意見無し」との声あり

(委員長)

無いようでしたら、事務局から事務連絡をお願い致します。

(事務局)

それでは、連絡事項が、2点ございます。

まず、1点目につきましては、今後のスケジュールについてです。

本日、福祉活動センターについては、社会福祉法人 翔の会を指定管理者候補者とする旨の審査結果を頂きました。つきましては、この結果を町長宛に答申いたします。

その後、庁内会議による町的意思決定を経た後、施設所管課であります、福祉課の決裁をもって、指定管理者候補者として決定致します。

さらに、議会 12 月会議に議案として上程いたしまして、その議決をもって、指定管理者として指定する予定でございますので、予めご承知おきくださいますようお願いいたします。

続きまして、2点目の「今後の当委員会の会議予定」でございます。

先日、学識経験者の委員の皆さまには、先に次回会議の会議日程のご相談をさせていただきましたが、毎年度末には、指定管理者制度導入施設に対する適正な維持管理運営がなされているか否かを確認・審査するため、各施設の総括評価の審査を当委員会で行っております。

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | <p>この会議の開催時期については、議会3月会議の会議日程を勘案し、次の会議は令和6年3月25日(月)に開催したいと考えております。</p> <p>正式な開催日時につきましては、追って、通知いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からの連絡は、となります。</p> <p>(委員長)</p> <p>ただ今、事務局より、今後のスケジュールについて、説明がありましたが、各委員より何かご意見や質問はございますでしょうか。</p> <p>&lt;質疑応答&gt;</p> <p>「質疑無し・意見無し」との声あり</p> <p>(委員長)</p> <p>それでは、ご意見等が無いようでしたら、以上で審査は終了しましたので、事務局で進行を戻します。</p> <p>(事務局)</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の第4回寒川町指定管理者選定委員会を終了といたします。みなさま、大変お疲れ様でした。</p> |
| 配付資料                  | 資料：応募団体の申請書類（非公開）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議事録承認委員及び<br>議事録確定年月日 | 委員長 畑村 正樹 （令和5年11月24日確定）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |